

65歳以上で一定の障がいのある方は 75歳になる前に後期高齢者医療保険に加入することができます



該当しませんか？

65歳以上で一定の障がいのある方は、75歳の誕生日を迎える前でも後期高齢者医療保険の被保険者となることができます(障害認定制度)。**障害認定制度の対象となる方が、他の健康保険から後期高齢者医療保険への切り替えを希望する場合には、福祉保険課での手続きが必要です。**

【障害認定制度の対象者】

65歳以上75歳未満で▽身体障害者手帳1級・2級・3級▽身体障害者手帳4級のうち、音声機能・言語機能障害▽身体障害者手帳4級のうち、下肢障害1号・3号・4号▽療育手帳「A」または「A」▽精神障害者保健福祉手帳1級または2級▽国民年金法における障害年金1級または2級——のいずれかに当てはまる方

【自己負担割合】

医療機関における自己負担割合は、所得に応じて1割または3割となります。

【保険料の決め方】

右下図参照 ※後期高齢者医療保険では、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。所得の低い方は、世帯の所得の合計金額に応じて、保険料の一部が軽減されます。また、後期高齢者医療保険の加入前日まで被用者保険(職場の健康保険)の被扶養者であった方は、保険料の一部が軽減されます。

【申し込み・問い合わせ】

福祉保険課地域医療担当(☎282-1711 内線1134)

1年間の保険料額(上限57万円) =

均等割額
(3万9,500円)

+

所得割額
(総所得金額等 - 33万円) × 8.00%

平成27年度をもって、「行政協力員制度」を廃止します

● 経緯

行政協力員制度は平成18年4月から運用された制度で、村と地域住民との連携を密にし、行政事務の円滑で効率的な運営を図るため、各単位自治会から推薦された方を非常勤特別職の公務員として委嘱し、村に対する要望の取りまとめや村の各種委員選出・推薦などの仕事をお願いしてきました。村では、区長制を廃止し自治会制を推進する一方で、**行政協力員等としての任務が、自治会の活動に負担をかけ、本来の自主的な活動の妨げになっていたことから、行政協力員制度を廃止し、自治会の自発的な活動を促進したいと考えています。**

● 制度廃止に伴う変更

制度の廃止に伴い、**行政協力員等の委嘱はなくなります。**これまで行政協力員等をお願いしてきた事務の見直し・精査を行い、残る事務については、単位自治会と協定書を結ぶことになり、

別途協議を進めています。

● 自治意識の向上と地域活動の促進

行政協力員等への報酬の支払いはなくなりますが、単位自治会に対する支援については、平成28年度から、**これまで単位自治会へ交付してきた3つの補助金を統合・一括化し、事務負担を軽減するとともに、班数に応じた加算をするなどの増額を行い、それぞれの実情に合わせ運用できる支援制度に見直します。**

今後も、東海村自治基本条例に基づき、村として必要な支援を継続し、単位自治会を中心とした村民組織の自主性や自立性を尊重し、自治意識の向上と地域活動の促進に努めていきます。

● 問い合わせ

自治推進課自治推進担当(☎282-1711 内線1462)